

(写)

龍ヶ崎市土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月21日

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

龍ヶ崎市条例第15号

龍ヶ崎市土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積の規制に関する条例の一部を改正する条例

龍ヶ崎市土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積の規制に関する条例（平成3年龍ヶ崎市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（目的） 第1条 この条例は、土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積によって生じる環境の悪化を防止するため、必要な規制を行うことにより、市民の良好な生活環境を確保することを目的とする。 （事業主等の責務） 第4条 事業主及び事業施行者（以下「事業主等」という。）は、事業を施行するに当たっては、市民の良好な生活環境を確保するため、万全の措置を講じなければならない。 2 } 省 略 5 } （土地所有者の責務） 第5条 事業区域を含む土地の所有者は、事業主に土地を貸与する等により、自ら直接事業に関わらない場合においても、事業を施行するに当たっては、市民の良好な生活環境を確保するため、事業主等と同様に万全の措置を講じなければならない。 （事業の基準）	（目的） 第1条 この条例は、土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積によって生じる環境の悪化<u>及び災害の発生</u>を防止するため、必要な規制を行うことにより、市民の<u>安全と</u>良好な生活環境を確保することを目的とする。 （事業主等の責務） 第4条 事業主及び事業施行者（以下「事業主等」という。）は、事業を施行するに当たっては、市民の<u>安全と</u>良好な生活環境を確保するため、万全の措置を講じなければならない。 2 } 省 略 5 } （土地所有者の責務） 第5条 事業区域を含む土地の所有者は、事業主に土地を貸与する等により、自ら直接事業に関わらない場合においても、事業を施行するに当たっては、市民の<u>安全と</u>良好な生活環境を確保するため、事業主等と同様に万全の措置を講じなければならない。 （事業の基準）

第7条 事業主等は、次に掲げる事業の基準（以下「事業基準」という。）に適合する場合でなければ、事業を行うことができない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

- (1) } 省 略
(6) }

(7) いっ水防止、土砂の流失防止その他の生活環境の保全上の支障の発生を防止するための措置が講じられていること。

(8) 省 略

2 省 略

（事業の許可等）

第9条 事業主等は、次の各号のいずれかに該当する事業を行おうとするときは、規則で定めるところにより、当該事業について市長の許可を受けなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(1) 事業区域の面積が300平方メートル以上3,000平方メートル以下となる事業（事業区域の面積が300平方メートル未満であっても、当該事業区域を含む土地若しくは当該事業区域を含む土地に隣接し、又は近接する土地において事業が施行され、又は施行中の場合においては、当該事業区域と既に施行され、又は施行中の事業の事業区域の面積とを合算して、300平方メートル以上3,000平方メートル以下となるものを含む。）

(2) 省 略

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業については、許可を要しない。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(1) 次号に掲げるもののほか、国又は地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であって、土壌

第7条 事業主等は、次に掲げる事業の基準（以下「事業基準」という。）に適合する場合でなければ、事業を行うことができない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

- (1) } 省 略
(6) }

(7) いっ水防止、土砂の流失防止その他の安全を確保するための措置が講じられていること。

(8) 省 略

2 省 略

（事業の許可等）

第9条 事業主等は、次の各号のいずれかに該当する事業を行おうとするときは、規則で定めるところにより、当該事業について市長の許可を受けなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(1) 事業区域の面積が300平方メートル以上5,000平方メートル未満となる事業（事業区域の面積が300平方メートル未満であっても、当該事業区域を含む土地若しくは当該事業区域を含む土地に隣接し、又は近接する土地において事業が施行され、又は施行中の場合においては、当該事業区域と既に施行され、又は施行中の事業の事業区域の面積とを合算して、300平方メートル以上5,000平方メートル未満となるものを含む。）

(2) 省 略

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業については、許可を要しない。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(1) 次号に掲げるもののほか、国又は地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であって、土壌

の汚染の防止に関し、国又は地方公共団体と同等以上の能力を有する者として市長が認めるものが行う事業

(2) }
く } 省 略
(4) }

3 市長は、第1項及び第2項ただし書の許可をするに当たり、市民の良好な生活環境を確保するため、事業に用いる土砂等の土壌の調査その他必要な条件を付することができる。

(罰則)

第29条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者（ただし、農地法（昭和27年法律第229号）に規定する許可、届出又は報告等の手続に違反した者を除く。次項及び次条において同じ。）は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 省 略
(2) 省 略

2 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) }
く } 省 略
(9) }

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の龍ヶ崎市土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積の規制に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第9条第1項及び第2項ただし書の規定による許可を受けている者であって、現に当該許可に係る土地の埋立て等に着手しているものに係る当該許可に係る事業に対する規制については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に改正前の第9条第1項及び第2項ただし書の規定による許可を受けている者であって、当該許可に係る土地の埋立て等

の汚染又は災害の防止に関し、国又は地方公共団体と同等以上の能力を有する者として市長が認める者が行う事業

(2) }
く } 省 略
(4) }

3 市長は、第1項及び第2項ただし書の許可をするに当たり、市民の安全と良好な生活環境を確保するため、事業に用いる土砂等の土壌の調査その他必要な条件を付することができる。

(罰則)

第29条 次の各号のいずれかに該当する者（ただし、農地法（昭和27年法律第229号）に規定する許可、届出又は報告等の手続に違反した者を除く。次項及び次条において同じ。）は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 省 略
(2) 省 略

2 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) }
く } 省 略
(9) }

に着手していないものは、この条例の施行の日に、改正後の龍ヶ崎市土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積の規制に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第9条第1項及び第2項ただし書の許可を受けた者とみなす。

4 この条例の施行前にされた改正前の条例第9条第1項及び第2項ただし書の規定による許可の申請であって、この条例の施行の際に許可又は不許可の処分がされていないものは、改正後の条例第9条第1項及び第2項ただし書の規定による許可の申請とみなす。

5 この条例の施行前にした行為及び付則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。